

【資料】

(7) 災害ボランティア活動の苦情対応

(8) その他、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な業務

2 前項の内容に加え、被災地社協の要請により、緊急かつ迅速な対応が必要とされる次の役割を担うものとする。

(1) 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供

(2) 生活福祉資金特別貸付の実施

(3) その他被災地社協の業務支援に必要な事項

(派遣元の準備等)

第6条 職員を派遣する県社協及び支援社協は、派遣する職員に対する食事及び宿泊場所の確保に努めるものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な装備等を携行するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目に定めのない事項については、県社協と市町村社協が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。